

仕 様 書

1 件名

J A東京アグリパークにおける米粉パン等のPR販売業務委託（単価契約）

2 目 的

東京都は、小麦の替わりとして国内自給率が高く安定した供給が期待できる米粉の利用拡大を図るため、米粉を使ったパンの普及を推進している。

J A東京アグリパークで販売する米粉パン等について、来店者に対し、魅力や特徴等を説明するとともに販売を行うことで、認知度向上及び消費拡大を図る。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

J A東京アグリパーク

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-10-12 J A東京南新宿ビル1階

5 委託項目

J A東京アグリパーク職員の指示のもとに次の業務を行う。

- (1) J A東京アグリパークにて実施する、米粉パン等の説明及び販売に関する業務
- (2) J A東京アグリパークにて実施する、米粉等利用促進のプロモーションに関する業務
- (3) 上記に関連する付随業務

なお、上記を履行するために、販売員は、販売商品や米粉及び米粉パン等についての正しい知識を習得し、来店者へ説明できるようにすること。

6 販売員の人数及び条件

- (1) 指揮命令者：J A東京アグリパーク所長
- (2) 販売員数：1日1名とする。
- (3) 従事時間：火曜日から金曜日の1日10:00から17:00（昼を除く6時間）を基本とする。
- (4) その他：J A東京アグリパークの運営に準じる。

7 契約方法等

- (1) 1人1日を単位とした単価契約とする。
- (2) 超過勤務については、1日あたり基本とする従事時間を超えた場合、所定の人件費の1.25倍を支払うこととする。
- (3) 本件業務の提供のために受託者が支出した実費がある場合は、米粉等利用推進委員会（以下「委員会」という。）と協議の上、了解を得られたものは請求できるものとする。

8 想定数量

実労働時間 210 日以内

9 支払方法

業務報告書に基づき計算した月額の請求書に基づき、毎月翌月末日までに、受託者の指定する口座に振込送金して支払うものとする。なお、振込み手数料は、委員会の負担とする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本件業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 関係法令等の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 関係法令等の定めに従い、業務の履行に必要な関係官公署その他の関係機関への届出手続等がある場合は、契約締結後速やかに行うこと。

12 秘密の厳守及び情報の取扱い

本件業務の実施に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 委員会及び受託者は、相手方の書面による承諾なくして、本契約及び個別契約に関連して相手方から秘密である旨を明示の上で開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密に関する情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約および個別契約の契約期間中はもとより、本契約および個別契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。なお、個人情報が含まれる情報については、相手方の書面による承諾の有無にかかわらず、第三者に対して開示、漏洩しないものとする。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する情報は、前項の秘密情報から除くものとする。
 - ア 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受理した当事者の責によらず公知となったもの
 - イ 委員会または受託者が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの
 - ウ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - エ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらず独自に開発されたもの
- (3) 本件業務履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- (4) 前項の第三者とは、委員会または受託者の役員、従業員、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーで法令上秘密保持義務を負う者、委員会または受託者と本件業務について秘密保持契約を締結している者、ならびに委員会または受託者が指定し相手方が同意した者（以下、「従業員等」という。）以外の者をいう。
- (5) 委員会及び受託者は、本条の秘密保持義務について、本件業務に関与する自己の役員及び従業

員等に遵守させる義務を負う。

- (6) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに委員会に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (7) 委員会及び受託者は、本件業務の提供に必要な場合以外には、秘密情報を含む媒体の複製、翻案、翻訳等をしないものとする。
- (8) その他、委員会の指示により、必要な措置を講ずること。

13 その他

- (1) 委員会は、受託者が本件業務を提供する上で必要となる委員会が保有する情報、資料、その他の管理物を、受託者の求めに応じて無償で提供または貸与するものとする。
- (2) 受託者は、本件業務と同種のサービスを提供する会社が、同等の条件下で、通常かつ一般に払うべき注意をもって、本件業務を提供する義務を負う。
- (3) 受託者は、本件業務を提供する上で要求される作業を遂行するために必要な人員を確保する。
- (4) 受託者は、本件業務の提供のために委員会から貸与された資料その他管理物がある場合は、本件業務の提供に必要な範囲のみで利用するものとし、善良な管理者の注意を持ってこれらを管理するものとする。
- (5) 受託者は、委員会から貸与された前項の資料その他管理物を、当該資料等の利用目的終了後、すみやかに委員会に返却するものとする。
- (6) 履行場所の施設管理者等の指示に従うとともに、十分に調整・協議を行うこと。
- (7) 本件業務の提供に関する業務遂行の過程で生ずる本業務に関するあらゆる知的財産権は、すべて委員会に属するものとする。
- (8) 受託者が事業の実施にあたり規定に反した場合は、委員会は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。
- (9) 本契約の履行における物品等の調達とは別紙1の東京都グリーン購入推進方針によること。
- (10) 本契約の履行における自動車の使用等は別紙2の環境により良い自動車利用によること。
- (11) その他、本仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、委員会と協議の上、決定すること。

14 担当

米粉等利用推進委員会事務局

東京都産業労働局農林水産部調整課内 農林水産施策推進担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階南側

電話 03-5000-7360 (直通)